

平成 24 年 2 月 27 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

公益社団法人

日本認知症グループホーム協会

代表理事 木川田 典 彌

平成 24 年度介護報酬改定に関する意見

平成 24 年 1 月 25 日に開催されました第 88 回社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、平成 24 年度介護報酬改定の諮問・答申がなされました。認知症ケアにおける認知症グループホームの役割の検証が十分なされないままに、単年度の事業収支において、平均要介護度が低いほど、わずかに収支差率が高いことをもって、フラットな介護報酬体系の見直しがなされたことに関しまして、強く遺憾の意を表明いたします。

今回の改定によって、認知症グループホームがこれまで担ってきた「認知症の人の有する力を積極的に引き出すケア」が損なわれ、要介護度が軽度でもよりきめ細かな個別対応が必要な認知症利用者に対する、認知症グループホームの早期ケアの有効性や重度化防止機能が弱体化するのではないかと強い危機感を覚えます。

また、認知症グループホームは、1 ユニット 5 名以上 9 名以下という小規模な事業体が多く、月額収益も微々たるものであり、収支差率にかかわらず、この改定によってもたらされる減額の影響は経営的に看過することができない問題であります。特に、経営実態調査において、1 ユニットの収支差率は平均でわずか 1.8% であるにもかかわらず、要支援 2 は 4%、要介護 1 は 3.5%、要介護 2 は 1% の大幅なマイナス改定となっており、さらに収入が減少することは明らかです。経営を維持できるだけの水準を確保することには到底いたらず、この改定による経営的打撃は極めて深刻であります。

社会保障・税一体改革においては、認知症グループホームの拡充が掲げられておりますが、今回の改定では到底その責任を果たすべく人材確保すら困難であります。

地域包括ケアシステムにおける認知症ケアの一端を支えるべく、引き続き認知症に特化した 24 時間家庭的なケアサービスとして、自らも認知症グループホーム全体の質の向上に取り組んでいく所存ではございますが、認知症グループホームの役割、フラット報酬の意義について、直ちに抜本的に検討していただきますよう強く要望します。

平成 24 年 2 月 27 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会
代表理事 木川田 典彌

介護報酬改定に関する要望書

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 24 年 2 月 23 日開催）において示された「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正案において、夜間の安全確保の強化という観点から、第 90 条第 4 項「夜間及び深夜の時間帯において夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。」としていた規定が削除されることに伴い、全事業所が円滑に改定後の人員基準を遵守できるよう、現場での影響に十分配慮いただきたく、下記の事項を強く求めるものである。

1. 平成 25 年 3 月 31 日までの経過措置を設けることを要望する。